

(3)-2 弁護士法人等(厚生年金保険適用・健康保険の適用除外承認を受けている法人)  
労働者性・常用的使用関係がある弁護士用

弁護士国保組合加入後、すぐに法人(弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人)に勤務する場合、資格取得届、世帯全員の住民票など所定の必要書類とともにこの「上申書」と「国保組合健康保険 被保険者適用除外承認申請書」及び「(3)-1」の「在職証明書兼健康保険適用除外承認申請書証明依頼書」が必要になります。

(例 加入日が弁護士登録をした令和4年4月15日、法人勤務日は令和4年5月5日)

年 月 日

## 上申書

東京都弁護士国民健康保険組合  
理事長 殿

事務所名:

事務所所在地:

法人代表弁護士氏名:

印

(代表社員又は社員のうち代表する方おひとり)

※ 法人代表弁護士ではない方が雇用している場合は、さらに雇用主の弁護士の証明が必要です。

雇用主の弁護士氏名:

印

下記に記載する弁護士は貴組合への加入手続きを行っておりますが、当弁護士法人にて

年 月 日 より勤務いたします。

つきましては、年 月 日 入所後は直ちに健康保険適用除外承認申請の手続きを行います。

記

弁護士氏名

\_\_\_\_\_

以上